

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ		
○特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 (脱炭素社会推進課)	791	○道路の供用開始 (山城北土木事務所、丹後土木事務所)	798
○救急病院である旨の告示 (医療課)	795	公 告	
○鳥獣保護区の指定 (農村振興課)	〃	○土地改良区役員の就退任届 (山城広域振興局)	799
○特定猟具使用禁止区域の指定 ( 〃 )	796	○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所、中丹西土木事務所)	800
○保安林の指定解除 (中丹広域振興局)	797	公 安 委 員 会	
○公共測量の実施 (用地課)	〃	○落札者の決定	〃
○道路の区域変更 (山城北土木事務所、丹後土木事務所)	798		

## 告 示

### 京都府告示第554号

特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年11月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱(令和6年京都府告示第459号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱

第1条中「特定建築主等による」を削り、「促進する」の右に「ことにより、脱炭素社会の実現を目指す」を加え、「その事務所その他その事業の用に直接供する建築物(一戸建ての住宅を除く。)」で」を削り、「に存するもの(以下「府内事業用建築物」を「(以下「府内」に改める。

第2条第3号中「府内事業用建築物に」を「補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)の実施により」に改め、同条中同号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 府内事業用建築物 特定建築主等の事務所その他その事業の用に直接供する建築物(一戸建ての住宅を除く。)で府内に存するもの

第2条に次の5号を加える。

(5) 駐車場・農地等 駐車場等、農地及びため池をいう。

(6) 駐車場等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号から第11号までに規定する車両、同条第11号の2に規定する自転車、同条第11号の3に規定する移動用小型車、同条第11号の4に規定する身体障害者用の車及び同条第11号の5に規定する遠隔操作型小型車(以下これらを「自動車等」という。)の駐車のための施設(複数の階に設けられるもの、地下に設けられるもの又は垂直循環方式(垂直面内に配列された多数の自動車等の駐車のために

供する部分が循環移動する方式をいう。)若しくはエレベーター方式(昇降装置と多層に設けられた自動車等の駐車用の用に供する部分の組合せで立体的に構成させる方式をいう。)による駐車装置を用いて設けられるものを除く。)をいう。

(7) 農地 農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地をいう。

(8) ため池 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第2条第1項に規定する農業用ため池をいう。

(9) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条及び同法第65条に規定する団体であつて、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体として主要な点が確定しているもの並びに同法第47条第1項(同法第66条において準用する場合を含む。)に規定する法人をいう。

第3条第1項中「補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)」を「補助対象事業」に改める。

第4条第1項ただし書中「いずれか」の右に「(別表の2の項又は3の項の補助対象事業を実施しようとする場合にあっては、第1号)」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

補助対象事業の区分	区分の細目	補助対象者	補助対象事業の内容	補助対象経費	補助額	補助限度額
1 特定建築主等再エネ導入促進事業	(1) 太陽光発電設備	府内事業用建築物に地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和6年3月1日環地域事発第2403011号。以下「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」という。)別紙2の1のアからウまで、オ、コ及びシ並びに2のアの(ア)に定める要件を満たす太陽光発電設備(その敷地に設置されるものを除く。以下「補助対象設備」という。)の設置(設備の更新による設置を含む。以下同じ。)を行う次の事業者(市町村等の公共団体に準じる事業者として知事が別に定めるものを除く。3の項において同じ) (1) 特定建築主 (2) 準特定建築主 (3) その他当該府内事業用建築物内の需要に応じるための補助対象設備を設置することができる者と認められる者	府内事業用建築物に補助対象設備の設置をする事業であつて、次に掲げる要件を満たすもの (1) 当該府内事業用建築物の延べ床面積が300平方メートル以上であること。 (2) 当該補助対象施設(当該補助対象設備以外の太陽光発電設備で当該府内事業用建築物又はその敷地に設置されているもの(当該府内事業用建築物内の需要に応じるためのものに限る。))があるときは、当該太陽光発電設備を含む。以下「補助対象設備等」という。)の最大出力から基準量を減じた値が1を超えること。	補助対象事業の実施に要する経費のうち、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別表第1に定める設備費又は工事費に該当する経費	次のいずれか低い額以内の額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) (1) 当該補助対象設備の発電出力(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた値)に5万円を乗じて得た額 (2) 当該補助対象設備の最大出力1キロワット当たりの補助対象経費に、当該補助対象設備等の最大出力から基準量を減じた値を乗じて得た額	1 補助対象事業につき900万円
	(2) 蓄電池	(1)の補助事業者	(1)の補助対象事業に係る補助対象設備の附帯設備として蓄電池を導入する事業であつて、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の1のイ、ウ、コ及び	補助対象事業の実施に要する経費のうち、地域脱炭素移行・再エネ推進	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)以内の額	1 補助対象事業につき100万円(災害その他の非常の場合に、(1)の補助対象事業により設置する太陽光発電設備で発電された電気を、地域住民の利用に供する

			びシ並びに2のアの(イ)に定める要件を満たすもの	交付金実施要領別表第1に定める設備費又は工事費に該当する経費		ことができると認められるときは、200万円)
2 共同住宅共用部再エネ導入促進事業	太陽光発電設備及び蓄電池	府内の共同住宅に太陽光発電設備に併せて蓄電池の設置を行う者であって、次のいずれかに該当するもの（市町村等の公共団体に準じる事業者として知事が別に定めるものを除く。） (1) 建物の区分所有等に関する法律第2条第1項に規定する区分所有権の目的たる建物の部分を有する共同住宅に太陽光発電設備に併せて蓄電池の設置を行う当該共同住宅の管理組合（管理組合が設立されていない共同住宅にあつては、建築主） (2) (1)以外の共同住宅に太陽光発電設備に併せて蓄電池の設置を行う当該共同住宅の所有者（当該共同住宅が共有物である場合にあつては、その設置について、全ての共有者の同意を得ている者に限る。）	府内の共同住宅に太陽光発電設備に併せて蓄電池を設置する事業であつて、次の設備の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすもの (1) 太陽光発電設備 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の1のアからウまで、オ、コ及びシ並びに2のアの(ア)に定める要件 (2) 蓄電池 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の1のイ、ウ、コ及びシ並びに2のアの(イ)に定める要件	補助対象事業の実施に要する経費のうち、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別表第1に定める設備費又は工事費に該当する経費	次に掲げる額を合計した額以内の額 (1) 当該補助対象事業により設置をする太陽光発電設備の発電出力（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた値）に5万円を乗じて得た額 (2) 当該補助対象事業による蓄電池の設置に係る補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）	1 補助対象事業につき、次の設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 太陽光発電設備 200万円 (2) 蓄電池 100万円（災害その他の非常の場合に、この補助対象事業により設置する太陽光発電設備で発電された電気を、地域住民の利用に供できると認められるときは、200万円）
3 駐車場・農地等再エネ導入促進事業	(1) ソーラーカーポート	府内の駐車場等をソーラーカーポート（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の2のアの(ア)に定めるものをいう。以下同じ。）として整備する事業者	府内の駐車場等をソーラーカーポートとして整備する事業であつて、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の1のアからウまで、オ、コ及びシ並びに2のアの(ア)に定める要件を満たすもの	補助対象事業の実施に要する経費のうち、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別表第1に定める設備費又は工事費に該当する経費	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額	1 補助対象事業につき200万円
	(2) 農地・ため池	府内の農地又はため池に太陽光発電設備の設置を	府内の農地又はため池に太陽光発電設備	補助対象事業の実	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	1 補助対象事業につき500万円

	池設置 型太陽 光発電 設備	行う事業者	<p>の設置をする事業であって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の1のアからウまで、オ、コ及びシ並びに2のイの(キ)に定める要件を満たすもの</p> <p>(2) 当該太陽光発電設備を設置する農地において農業生産が適切に継続されることが確保されていると認められるもの（農地に太陽光発電設備を設置する場合に限る。）</p>	<p>施に要する経費のうち、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別表第1に定める設備費又は工事費に該当する経費</p>	<p>（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額</p>	
	(3) 蓄電池	(1)又は(2)の補助事業者	<p>(1)又は(2)の補助対象事業に係る太陽光発電設備の附帯設備として蓄電池を導入する事業であって、次の事業の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>(1) (1)の補助対象事業に係る太陽光発電設備の附帯設備として蓄電池を導入する事業 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の1のイ、ウ、コ及びシ並びに2のアの(イ)に定める要件</p> <p>(2) (2)の補助対象事業に係る太陽光発電設備の附帯設備として蓄電池を導入する事業 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の1のイ、ウ、コ及びシ並びに2のイの(ロ)に定める要件</p>	<p>補助対象事業の実施に要する経費のうち、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別表第1に定める設備費又は工事費に該当する経費</p>	<p>補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額</p>	<p>1 補助対象事業につき100万円（災害その他の非常の場合に、(1)又は(2)の補助対象事業により設置する太陽光発電設備で発電された電気を、地域住民の利用に供することができると認められるときは、200万円）</p>

別記第1号様式から別記第7号様式までの様式及び別記第9号様式中「特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業」を「京都府太陽光発電設備等導入促進事業」に改める。

附 則

- この告示は、令和6年11月1日から施行する。
- この告示による改正前の特定建築主等太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱別記様式による用紙は、当分の間、この告示による改正後の京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

京都府告示第555号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

名 称	所 在 地	認 定 日 年 月 日	認定期限
医療法人毛利病院	京都市中京区東堀川通御池上る押堀町44の1	令 6. 10. 1	令 9. 9. 30

令和6年11月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府告示第556号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定する。

令和6年11月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	存 続 期 間	面 積 (ha)	区 域
笠置鳥獣保護区	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで	560	相楽郡笠置町笠置及び飛鳥路（次の図に示す部分に限る。）
栗田湾鳥獣保護区	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで	815	宮津市字小田宿野、字由良、字脇、字中村、字小寺、字上司及び字中津（次の図に示す部分に限る。）
網野町離湖鳥獣保護区	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで	205	京丹後市網野町網野、小浜及び鳥津（次の図に示す部分に限る。）
久美浜湾鳥獣保護区	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで	713	京丹後市久美浜町湊宮、葛野、浦明、神崎、久美浜及び大向（次の図に示す部分に限る。）
三郷山鳥獣保護区	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで	28	久世郡久御山町佐古梶石（次の図に示す部分に限る。）
伊根湾鳥獣保護区	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで	107	与謝郡伊根町字平田、字亀島及び字日出（次の図に示す部分に限る。）

〔次の図〕は、省略し、その図面を京都府農林水産部農村振興課において縦覧に供する。



### 京都府告示第557号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和6年11月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	存 続 期 間	面 積 (ha)	区 域
木津特定猟具使用禁止区域(銃)	令和6年11月1日から令和11年10月31日まで	1,717	木津川市吐師、木津、木津町、鹿背山、城山台、梅谷、梅美台、市坂、州見台、相楽、相楽台、兜台及び木津川台（次の図に示す部分に限る。）
宇治田原町特定猟具使用禁止区域(銃)	令和6年11月1日から令和11年10月31日まで	102	綴喜郡宇治田原町荒木、贄田、岩山、立川、南、郷之口及び高尾（次の図に示す部分に限る。）
八幡特定猟具使用禁止区域(銃)	令和6年11月1日から令和11年10月31日まで	2,051	八幡市岩田、内里、男山、上奈良、川口、欽明台、上津屋、下奈良、戸津、西山、野尻、美濃山及び八幡（次の図に示す部分に限る。）
京都市街地特定猟具使用禁止区域(銃)	令和6年11月1日から令和11年10月31日まで	9,004	京都市右京区、上京区、北区、左京区、下京区、中京区、東山区、伏見区及び南区（次の図に示す部分に限る。）
大山崎町淀川水系特定猟具使用禁止区域(銃)	令和6年11月1日から令和11年10月31日まで	107	乙訓郡大山崎町字大山崎、字下植野及び字円明寺（次の図に示す部分に限る。）
長岡京市特定猟具使用禁止区域(銃)	令和6年11月1日から令和11年10月31日まで	164	長岡京市井ノ内、今里、西の京、滝ノ野町1丁目、滝ノ野町2丁目、粟生及び長法寺（次の図に示す部分に限る。）
曾我部特定猟具使用禁止区域(銃)	令和6年11月1日から令和11年10月31日まで	550	亀岡市吉川町及び曾我部町（次の図に示す部分に限る。）
京都縦貫道東特定猟具使用禁止区域(銃)	令和6年11月1日から令和11年10月31日まで	364	亀岡市千代川町、大井町、吉川町、余部町及び荒塚町（次の図に示す部分に限る。）
旭町特定猟具使用禁止区域(銃)	令和6年11月1日から令和11年10月31日まで	33	亀岡市旭町（次の図に示す部分に限る。）
園部町り湊特定猟具使用禁止区域(銃)	令和6年11月1日から令和11年10月31日まで	305	南丹市園部町大河内（次の図に示す部分に限る。）
園部町特定猟具使用禁止区域(銃)	令和6年11月1日から令和11年10月31日まで	334	南丹市園部町本町、新町、木崎町、上木崎町、横田、城南町、小山西町及び小山東町（次の図に示す部分に限る。）

吉美特定猟具使用禁止区域(銃)	令和6年11月1日から令和11年10月31日まで	76	綾部市有岡町、小呂町、城山町、高倉町及び多田町(次の図に示す部分に限る。)
以久田野特定猟具使用禁止区域(銃)	令和6年11月1日から令和11年10月31日まで	72	綾部市栗町、館町、大島町及び位田町(次の図に示す部分に限る。)
犀川下流特定猟具使用禁止区域(銃)	令和6年11月1日から令和11年10月31日まで	106	綾部市小貝町、石原町、小西町、豊里町及び栗町(次の図に示す部分に限る。)
舞鶴西特定猟具使用禁止区域(銃)	令和6年11月1日から令和11年10月31日まで	550	舞鶴市字喜多、下福井、西、松陰、北田辺、上安久、下安久、西吉原、東吉原、上安、魚屋、竹屋、昭和台、福来、倉谷、円満寺、南田辺、職人、平野屋、丹波、本、寺内、引土、伊佐津、大内野町、大内、境谷、公文名、万願寺、七日市、高野由里、野村寺、京田、京田新町、女布及び女布北町(次の図に示す部分に限る。)
網野町国営農地島津4団地特定猟具使用禁止区域(銃)	令和6年11月1日から令和11年10月31日まで	69	京丹後市網野町島津(次の図に示す部分に限る。)
岩滝特定猟具使用禁止区域(銃)	令和6年11月1日から令和11年10月31日まで	662	与謝郡与謝野町字弓木、字岩滝及び字男山(次の図に示す部分に限る。)
碓高原特定猟具使用禁止区域(銃)	令和6年11月1日から令和11年10月31日まで	120	京丹後市丹後町上山及び碓(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を京都府農林水産部農村振興課において縦覧に供する。)



京都府告示第558号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和6年11月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 解除保安林の所在場所  
福知山市字観音寺小字上川原1063
- 2 指定された目的  
水害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅



京都府告示第559号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都地方法務局長から通知があった。

令和6年11月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
京都市右京区西京極東池田町、西京極町ノ坪町、西京極宮ノ東町、西京極三反田町、西京極南庄境町、西京極中溝町及び西京極大門町の全部並びに西京極北裏町、西京極西川町、西京極中町及び西京極東町の一部
- 2 測量の期間  
令和6年9月25日から令和7年2月28日まで
- 3 測量の種類  
公共測量(4級基準点測量)

京都府告示第560号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都府方法務局長から通知があった。

令和6年11月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
京都市伏見区桃山与五郎町、桃山南大島町並びに桃山町大島、桃山町養齊及び桃山町丹後の一部
- 2 測量の期間  
令和6年9月25日から令和7年2月28日まで
- 3 測量の種類  
公共測量（4級基準点測量）

京都府告示第561号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都府中丹広域振興局長から通知があった。

令和6年11月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
福知山市字川北地内
- 2 測量の期間  
令和6年11月1日から令和7年8月31日まで
- 3 測量の種類  
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）

京都府告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年11月1日から令和6年11月15日まで縦覧に供する。

令和6年11月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 和東井手線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
綴喜郡井手町大字井手小字西高月1の2から	前	最小 10.2 <sup>m</sup> 最大 10.9	26.6 <sup>m</sup>
	後	最小 12.1 最大 12.4	

- (4) 縦 覧 場 所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 鱒留但東線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
京丹後市峰山町鱒留小字石本2121から	前	最小 7.6 <sup>m</sup> 最大 22.1	77.4 <sup>m</sup>
	後	最小 7.6 最大 28.3	

- (4) 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第563号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年11月1日から令和6年11月15日まで縦覧に供する。

令和6年11月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 和東井手線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
綴喜郡井手町大字井手小字西高月1の2から 綴喜郡井手町大字井手小字玉ノ井17の1まで	令和6年11月1日



(4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 鱒留但東線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
京丹後市峰山町鱒留小字石本2121から 京丹後市峰山町鱒留小字石本2123まで	令和6年11月1日

(4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

**公 告**

城陽市青谷土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和6年11月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
城陽市奈島久保野67	古 川 與志次
〃 〃 下ノ段13の1	松 井 禎 之
〃 〃 久保野56	堀 井 秀 隆
〃 〃 〃 94	上 田 一 美
〃 市辺中垣内31の1	市 本 康 夫
〃 〃 〃 7	岡 井 光 男
〃 〃 坂口24	東 一 志
〃 中出口40	池 野 勝 信
〃 〃 中ノ郷66	堀 井 喜 昭
〃 〃 出垣内60・61合地	新 井 八 朗
〃 奈島十六32	澤 井 裕 之
〃 〃 〃 8	十 川 裕

(2) 監事

住 所	氏 名
城陽市中出垣内26	新 井 和 久
〃 市辺中垣内24	畑 中 恭 伸
〃 奈島久保野14の2	有 田 和 美

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
城陽市奈島久保野67	古 川 與志次
〃 〃 下ノ段13の1	松 井 禎 之
〃 〃 久保野56	堀 井 秀 隆
〃 〃 〃 94	上 田 一 美
〃 市辺南垣内20	吉 村 権 一
〃 〃 中垣内31の1	市 本 康 夫
〃 〃 〃 7	岡 井 光 男
〃 中出口40	池 野 勝 信
〃 〃 中ノ郷66	堀 井 喜 昭
〃 〃 出垣内60・61合地	新 井 八 朗
〃 奈島十六37	十 川 茂 一
〃 〃 〃 11の1	堀 井 吉 男

(2) 監事

住 所	氏 名
城陽市中出垣内26	新 井 和 久
〃 市辺中垣内24	畑 中 恭 伸
〃 奈島久保野14の2	有 田 和 美



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年11月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
宇治市木幡南山畑40  
(関連区域)  
宇治市木幡南山畑40の2、40の4から40の6まで、木幡南山3の6の一部、4の2の一部、4の6の一部、4の68、市有地、府有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
宇治市木幡東中8  
株式会社松北園茶店
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
福知山市字篠尾小字高貝1003の1、1016の一部、1016の2、1019、1019の1  
(関連区域)  
市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
福知山市字堀小字道場2433  
株式会社ヨネダ
- 3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
福知山市駅南町二丁目283から285まで、289、290  
(関連区域)  
福知山市駅南町二丁目424の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福知山市字天田377  
塩見 千津代

---

## 公 安 委 員 会

---

### 京都府警察本部告示第120号

落札者を次のとおり決定した。

令和6年11月1日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
京都府宇治警察署新庁舎庁用品 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府警察本部総務部会計課  
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
- 3 落札者を決定した日  
令和6年8月27日
- 4 落札者の名称及び所在地  
テルウェル西日本株式会社関西支店みやこ営業支店

京都市南区西九条蔵王町30番地1 大樹生命京都南ビル2階

- 5 落札金額  
32,421,290円
- 6 契約の方法  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和6年7月12日